

第1回

福岡市データ活用推進有識者会議

令和4年10月11日(火) 15:00～ WEB会議

次 第

1 開 会

- ・福岡市データ活用有識者会議について
- ・座長の選出

2 議 事

- (1)福岡市データ活用推進計画の改定について
- (2)今後のスケジュール
- (3)その他

3 閉 会

福岡市データ活用推進有識者会議

○官民データ活用推進委員会が計画の改定を検討するにあたり、有識者の意見等を聴取する場として、「福岡市データ活用推進有識者会議」を設置。

※50音順・敬称略

氏名	肩書・役職等
荒牧 敬次	・公益財団法人九州先端科学技術研究所 (ISIT) 専務理事・副所長
石丸 修平	・福岡地域戦略推進協議会 (FDC) 事務局長
小笠原 治	・株式会社ABBALab 代表取締役 ・さくらインターネット株式会社 フェロー ・京都芸術大学 教授
楠 正憲	・デジタル庁統括官
西内 啓	・(株)データビークル 取締役副社長
日置 巴美	・弁護士 (三浦法律事務所)
久留 百合子	・株式会社ビスネット代表取締役

【参考】福岡市データ活用推進有識者会議設置要綱

(設置目的)

第1条 「福岡市データ活用推進計画」の改定にあたり、多様な見地からの意見を聴取するため、福岡市データ活用推進有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(構成員の選任)

第2条 構成員は、専門的な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(構成員への委嘱事項)

第3条 福岡市官民データ活用推進委員会委員長（以下「委員長」という。）は、次に掲げる事項について、構成員から意見を収集する。

- (1) 福岡市のデータ活用及びDXの推進に関すること。
- (2) 福岡市データ活用推進計画の改定に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認める事項。

(任期)

第4条 構成員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員長は、構成員からの意見収集を行うため、有識者会議を開催することができる。

(座長)

第6条 有識者会議では、構成員の互選により、座長を選任する。

- 2 座長は有識者会議を主宰し、有識者会議の議事進行に必要な事項を定める。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 有識者会議の事務局は、総務企画局DX戦略部DX戦略課に置く。

(守秘義務)

第8条 構成員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(情報公開)

第9条 有識者会議は、公開とする。ただし、有識者会議が福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第38条ただし書の規定に該当するときは、非公開とすることができる。

- 2 有識者会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

本日の流れ等

本日の流れ

- 「福岡市データ活用推進計画」(以下「現行計画」)の改定に向けた、
 - ー 現行計画の進捗状況等について報告
 - ー 最近の国の動向や福岡市のDXに関するトピックの共有
 - ー 各委員への個別インタビューにおける意見の共有
 - ー 次期計画の「素案」の作成に向けた、方向性の確認・意見交換など

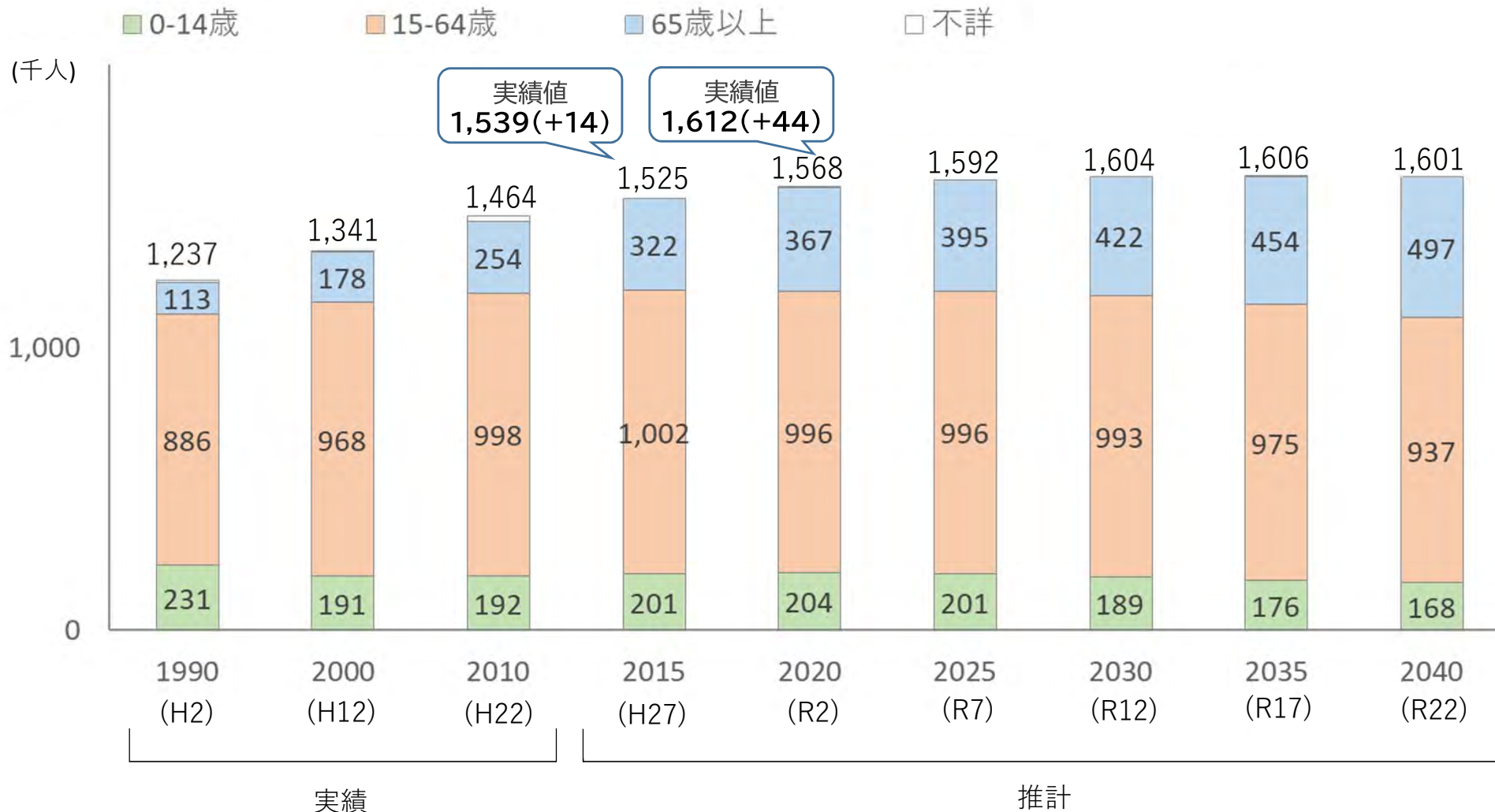
改定スケジュール

R4年 10月	11月	12月	R5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
【有識者会議】								
★第1回 (10/11)		★第2回		★第3回				
【作業スケジュール】								
「素案」検討・作成			「原案」検討・作成			パブコメ	最終 とりまとめ	★策定

福岡市の人口推計

—総人口は平成24年度の推計を上回るペースで増加を続け、令和17(2035)年頃にピークを迎える見込み

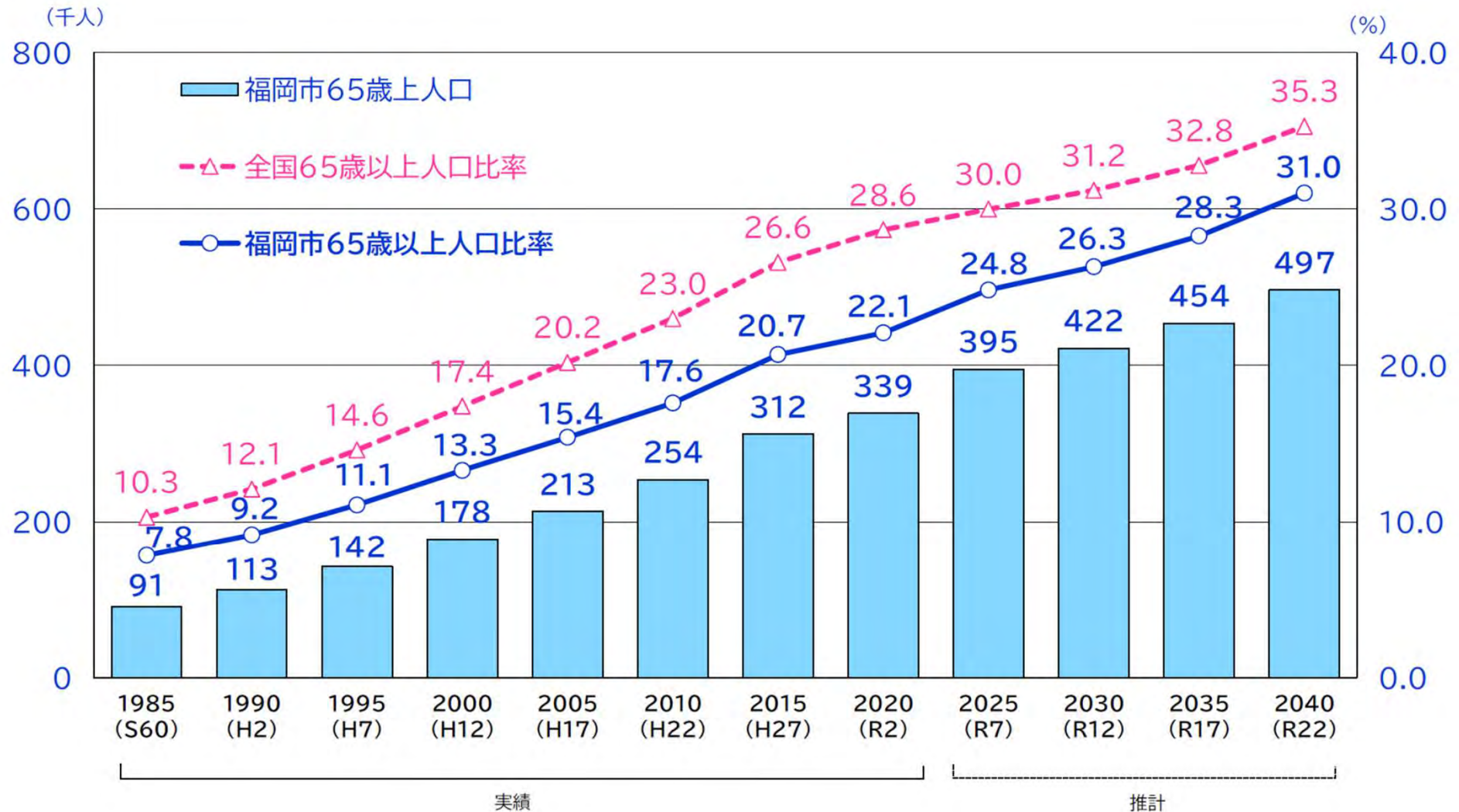
—年齢構成別では、今後は全国的な傾向と同様に「65歳以上」のみが増加していく見込み



※「福岡市基本計画」（平成24年12月 福岡市）をもとに作成

福岡市の高齢者人口・割合の推移

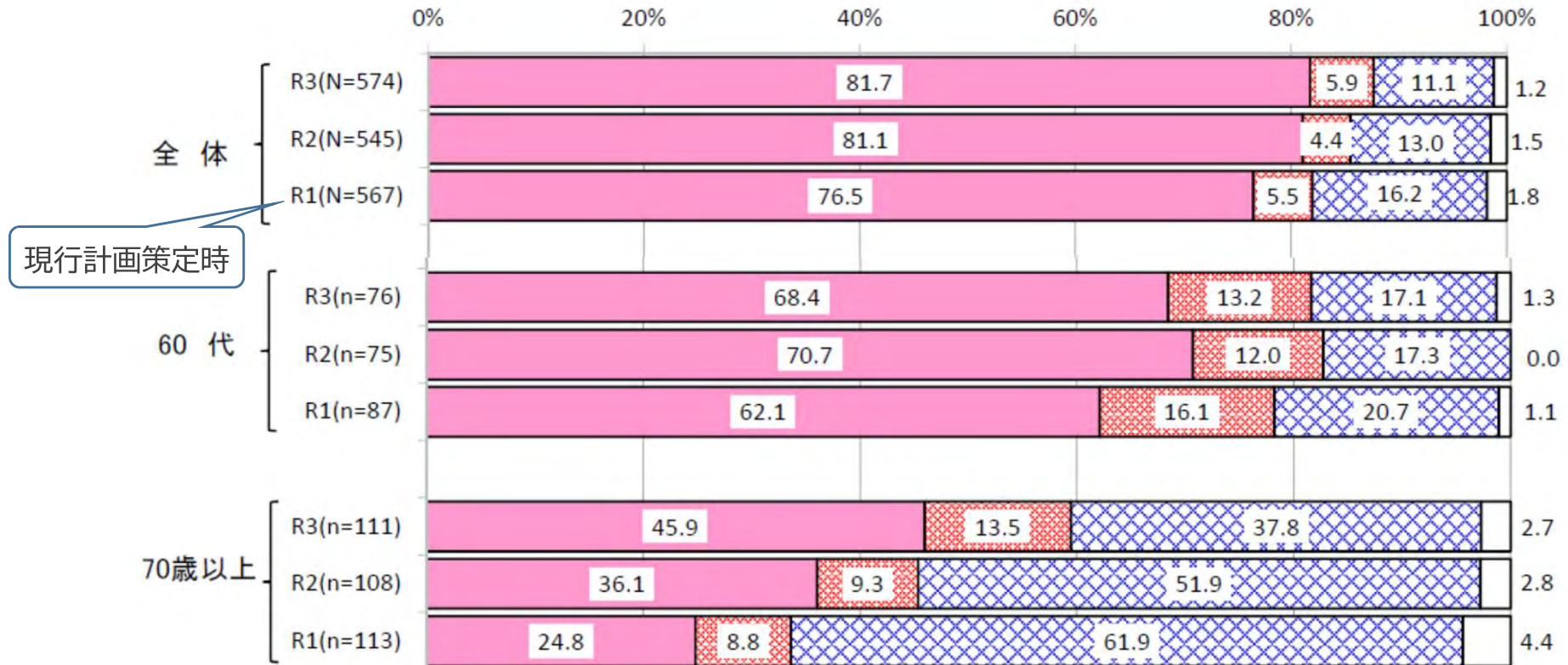
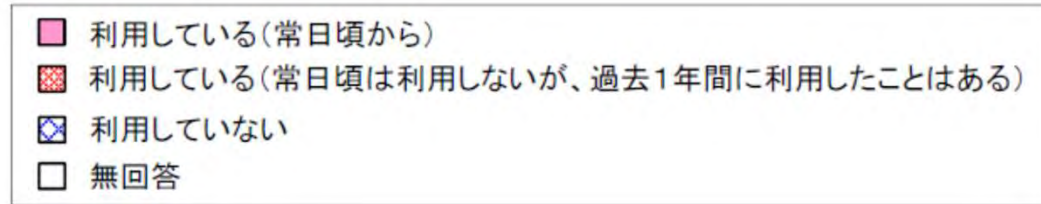
— 高齢者人口は一貫して増加を続け、令和22(2040)年には、平成27(2015)年の約1.6倍の49万7千人となる。



※ 「(参考) 福岡市人口ビジョン (改定版) その後の推移」 (令和4年3月 福岡市) より

福岡市民のインターネット利用状況

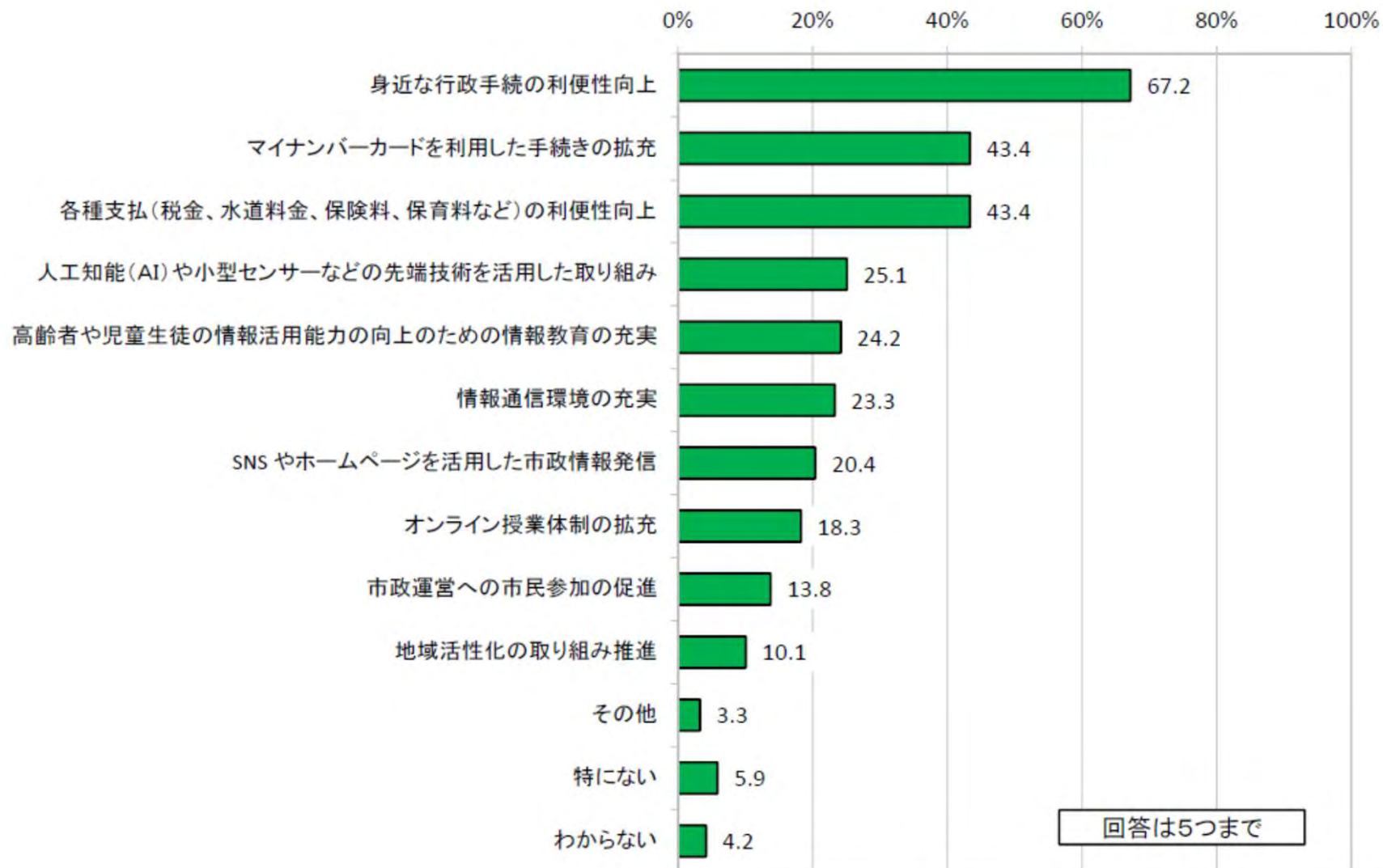
- インターネットを利用している市民の割合は上昇している。
- 特に70歳以上では「利用している（常日頃から）」と回答した市民は令和元年度から21.1ポイント上昇



※「令和3年度 市政アンケート調査 第3回結果報告(概要版)」より

今後期待するインターネットを利用した情報化の取組み

ー市民が今後期待する福岡市のインターネットを利用した情報化の取組みは、身近な行政手続の利便性向上、マイナンバーカードを利用した手続きの拡充などの回答が多い。



社会情勢の変化等

新型コロナウイルス感染症の流行

- －官民においてデジタル化をめぐる様々な課題が明らかに。日本社会のデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展が期待されている。
- －非接触・非対面など新しい生活様式を踏まえたサービスの提供が求められている。

価値観や働き方の変化

- －経済的な成功よりも生きがいや健康に楽しく生きることを優先させる「ウェルビーイング」への志向が高まっていると言われる。
- －テレワークが定着したほか、兼業・副業、フリーランスなど多様な働き方への期待が高まっている。

新たなデジタル技術

- －ブロックチェーン技術を基盤としたイノベーションが到来。従来のインターネットの在り方を変え、さらに社会変革につながる可能性を秘めている。

福岡市データ活用推進計画について

現行計画の概要等

(1) 策定の趣旨・目的

誰もが便利で快適な「Society5.0（超スマート社会）」を実感できることを目指し、基本的な方針と具体的な取組を計画として定める。

(2) 計画の位置づけ

- ・ 福岡市の情報化施策の個別計画
- ・ 官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する計画

(3) 計画期間

令和元年度から令和4年度までの4年間

(4) 基本的な方針

- ① データを活用した市民の利便性の向上
- ② データを活用した行政事務の効率化・高度化
- ③ データ活用のための環境整備

(5) 検討・推進体制

「官民データ活用推進委員会」（庁内各部局の課長級で構成）において検討し、有識者の意見等を聴取する場として「福岡市データ活用推進有識者会議」を設置

福岡市データ活用推進計画

令和元年6月
福岡市

福岡市データ活用推進計画(概要版)

1. 策定の趣旨・目的

- IoTやAI、ビッグデータなどの先端技術が急速に身近なものとなりつつある一方で、行政のデータが有効利用されていない状況。
- 将来の人口減少・労働力不足などの社会課題や地域の諸課題を解決するために、IoTやAI、ビッグデータなどを活用し、持続可能な市政を支える基盤とすることが必要。
- 誰もが便利で快適な「Society5.0（超スマート社会）」を実感できることを目指し、基本的な方針と具体的な取組を計画として定める。

2. 計画期間

- 計画期間は、2019年度から2022年度までの4年間
- 計画策定から2年経過した時点で、必要に応じて2021年度以降の計画を見直す。

3. 3つの視点

- ①市民や企業との共働により多様なニーズをつかむ ～共働によるサービスデザイン
- ②デジタル化、オンライン化を原則とする ～デジタルファーストの徹底で、ノンストップな手続き
- ③実験的な取組にチャレンジする ～まず試作をして実証してみる

取組のイメージ



4. 個別施策

市民の利便性の向上	(1)行政手続きのオンライン化	電子申請可能手続きの拡充、ハンコレス、添付書類の省略・デジタル化
	(2)AIなどのICTを活用した市民サービス	AIチャットボット、区役所窓口でのICT利活用手数料・公共施設利用料のキャッシュレス決済
	(3)超高齢社会に向けたICTなどの利活用	ケア分野のスタートアップ支援、ICTの活用による地域ニーズの見える化
	(4)ユニバーサル都市・福岡の実現	バリアフリー情報の発信、多言語による情報発信
	(5)安全・安心を支えるサービス	河川などインフラ監視強化、子どもの見守り、防災・防犯情報の発信
	(6)観光分野でのデータ活用	ビッグデータとAIを活用した観光案内の提供と多言語化
	(7)様々な分野でのICT利活用	人流分析による都市交通の快適性向上、ICTを活用した土木工事、農林水産業のスマート化
行政事務の効率化・高度化	(1)IoT、AI等を活用した行政事務の効率化	IoTを活用したインフラの維持管理、RPAの活用による業務効率化
	(2)データを活用した政策立案	市職員へのデータ活用研修、保健福祉分野でのEBPM
データ活用のための環境整備	(1)オープンデータの推進	オープンデータの充実、データ活用事例の創出、広域連携
	(2)民間と連携したデータ活用の推進	公民連携窓口mirai@、AIコミュニティ、実証実験フルサポート事業
	(3)市民との共働によるデータ活用の推進	市民向けイベントの実施、市民団体との連携
	(4)人材の育成	市職員へのデータ活用研修、エンジニアフレンドリーシティの推進

5. 計画の推進に当たって

推進体制	「情報化推進会議」の下に、福岡市のデータの活用を推進するための部署横断的な議論を行う場として「官民データ活用推進委員会」を設置し、情報部門が事務局として進行管理を行う。
セキュリティ・個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティに係る法律や条例に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するとともに内部監査、外部監査を毎年実施し、情報システムごとのリスクの評価、管理体制のチェックを行う。 市民の個人情報の保護の観点から、関係法令や条例に基づく安全管理措置を徹底する。

福岡市データ活用推進計画の進捗状況等（まとめ①）

1. 市民の利便性の向上

主な施策（項目）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
行政手続きのオンライン化 （法令等によりオンライン化できない手続き等を除き、可能な限りオンライン化を推進）	【オンライン申請カバー率（処理件数ベース）】 ※数値は各年度末時点			
	【環境整備】 ハンコレス推進（H31.1～R2.9） 約3,800種類を全国に先駆けて完了	【UIの向上】 ★DXデザイナー登用（R3.1） ★オンライン化条例制定・施行（R2.6）	【新システム導入】 （R3.4）	スマホ画面に最適化 キャッシュレス対応 など
AIなどのICTを活用した市民サービス	【窓口のキャッシュレス推進】 ※数値は各年度末時点			
	QR決済本格導入（R元.6）		大幅拡充（R3.9）クレカ導入、電子マネー・QR決済種類拡大	
※計画策定以前のLINE導入事例 ゴミ分別検索（H30.6～） 生活情報（H31.3～） 粗大ゴミ受付（R元.5～）	【LINEの活用】 ★LINE道路・公園損傷報告（R元.6～） ★LINE防災情報（R元.9～）	★給食アレルギー情報等配信（R2.8～）		★チャットボット機能シナリオデータの無償提供（R4.8～）

福岡市データ活用推進計画の進捗状況等（まとめ②）

2. データを活用した行政事務の効率化・高度化

主な取組み	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
AI、IoT等を活用した行政事務の効率化	【RPAの活用】 21業務 本格導入開始	35業務 (+14) 削減効果：10,085時間 ※AI-OCR含む	60業務 (+25) 削減効果：13,270時間 ※AI-OCR含む	81業務 (+21) 予定
データを活用した政策立案	職員研修の実施（毎年度）			

※数値は各年度末時点での全市の累計。()内は前年度比

3. データ活用のための環境整備

主な取組み	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
オープンデータの推進	【公開したデータセット数】 390	410	420	さらに拡充（予定）
スマートシティ推進事業 公民連携ワンストップ窓口 mirai@(ミライアット)	【実証実験・共同事業数/相談・提案件数】 36/262		32/168	

★コロナポータルサイト (R2.3～)

福岡市データ活用推進計画の進捗状況等（まとめ③）

その他、データの活用、デジタル化に関する各種取組みを実施。

主な取組み	概要
ケアプラン作成支援システム	AI の活用によりケアプランの作成を支援するシステムを民間事業者と共同で開発
DX促進モデル事業	中小企業等のモデルケースとなりうるDXの取組みを公募し、必要な経費の一部を補助等
3D都市モデル	国土交通省が推進する「Project PLATEAU」の取組みとして、3D都市モデルを整備中 ・過去の建物・土地利用現況調査結果を可視化し、地域特性を経時的に捉えるとともに、都市計画規制・誘導の効果など、まちづくりの取組に必要となる基礎情報を把握
ドローン橋梁点検	ドローンを活用した橋梁点検を開始（令和4年2月） ・従来の点検手法である近接目視と比較して、点検時間短縮、交通規制不要などの効果
通報システム（消防）	通報者がスマートフォンを使用し、現場の状況を映像で伝えることができる「Live119映像通報システム」の運用を開始（令和4年9月）
ポンプ設備点検（水道）	IoTセンサを浄水場のポンプ設備に取り付け、振動データを自動取得 ・異変の察知、効果的なメンテナンスの実現による設備の延命化等
クレジットカードタッチ決済（地下鉄）	タッチ決済機能付きクレジットカードを改札機の専用の読み取り部にかざすことで、地下鉄の乗り降りを可能とする（令和4年5月～／実証実験）

国の動向

デジタル庁の設置

- デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的として、令和3年9月に設置。
- 国・地方公共団体・事業者が連携・協力しながら、社会全体のデジタル化を推進していく際に、デジタル庁が司令塔として関係者によるデジタル化の取組を牽引。

デジタル臨時行政調査会の設置

- デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として令和3年11月に設置。
- 「構造改革のためのデジタル原則」を令和3年12月に策定。
- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を令和4年6月にとりまとめ。効果として、経済成長への寄与、スタートアップ等の勃興や成長産業の創出、人手不足の解消と所得向上への寄与が期待される。また、デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を整理した「テクノロジーマップ」を提示。

福岡市のDXに関するトピック

デジタル原則の徹底に向けた取組み

- － 国の取組みを参考に、**アナログ規制**に該当する**条例等の点検・見直し**を実施。
一部手続きで条例改正を実施。

データポータビリティの実現に向けた取組み

- － 市内で転居する場合の一部の手続きにおいて、**住民異動届の提出をもって住所の変更等の届出を省略**する条例改正を実施。

※データポータビリティ

デジタル時代と多拠点生活を前提とし、全国どこに移動しても自治体間で情報が引き継がれる状態。
福岡市がデジタル臨時行政調査会に提言。

プッシュ型行政の実現に向けた取組み

- － **分野横断的な官民データの連携**を可能とする「データ連携基盤」を令和4年度中に構築し、「ポータルサイト」から**プッシュ型の情報提供を開始**する。
- － デジタル庁が実施する「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」に参画。

これまでの説明に関して

- － 少子高齢化の進展などを踏まえた**福祉・健康・介護分野への対応**などが、**今後増大**。
- － 急激な社会情勢の変化にも柔軟に**適応**しながら、デジタル技術の活用を一層進めていくことが重要。
- － スマートフォンなどを活用した、**便利で快適な市民サービスの創出**や、人々の価値観の変化も踏まえた、**多様な市民サービスの提供**が重要。その際、市民が安心してインターネット等を利用し、サービスを活用することができる必要がある。
- － また、**見えない危機やリスク**をデータやデジタル活用により見える化し、**個々人のニーズに合った市民サービスや支援の提供**が必要。
- － デジタル産業を強化し、多種多様なデジタルサービスを社会に広く普及させる観点から、**スタートアップとの共創**や、**中小企業のDX**による地域経済の活性化、デジタル人材育成の視点が重要。
- － . . .
- － . . .

事前インタビューにおける委員意見

現行計画の振り返り及び計画の改定について各委員への事前インタビューを実施。

項目	主な意見
現行計画の進捗状況等	<ul style="list-style-type: none">－取組みの進捗状況は順調。過不足なくバランスよく取り組んでいる。－市民に対してもっとわかりやすい形で周知していけるとよい。－オープンデータについてはデータセットの数ではなく利用できるデータの数的大事であり、そのためにも最新のデータに更新する必要がある。－データをオープンにするだけでなく、分析しやすい状態にしていくことも重要。
計画の改定について 今後の方向性等	<ul style="list-style-type: none">－単なるデジタル化の計画とするのではなく、デジタル化の先にある生活や社会にどのようなインパクトがあるかをわかりやすく示していくことが重要。－行政が保有するデータは本来的には市民のものであり、データ活用のあり方の整理が必要。－プッシュ型の行政サービスを提供する際は、最初の同意のみならず、オプトアウトの仕組みなどを整えておくことが重要。－高齢者などデジタルに不慣れな方が、デジタルの利便性を感じてもらえるようなきっかけづくりがあるとよいのではないかと。

現行計画の構成

第1章 福岡市データ活用推進計画について

1. 計画の趣旨・目的
2. 計画の位置付け
3. 計画期間

第2章 福岡市の現状と課題

1. 福岡市の現状と課題
2. 福岡市におけるこれまでのデータ活用の取組

第3章 データ活用の推進に関する基本的な方針

1. データ活用のための3つの視点
2. データ活用に関する基本的な方針

第4章 データ活用の推進に係る個別施策

第5章 計画の推進に当たって

1. 計画の推進体制
2. 個人情報等の適切な取り扱い

データ活用に係る主要施策一覧

参考資料：福岡市データ活用推進有識者会議

総論部分

各論部分（実施計画）

計画改定にあたってのポイント・方向性(案)

1. デジタル化がもたらす恩恵について、より市民に分かりやすく伝える
2. 国の動きも踏まえながら、福岡市版の「トータルデザイン」を描く
3. データについての基本的な考え方を今一度整理する

計画改正にあたってのポイント・方向性(案)

1. デジタル化がもたらす恩恵について、より市民に分かりやすく伝える

<現行計画>

- ーデジタル化がもたらす恩恵については、「計画の趣旨・目的」に一部記載。
- ー一層デジタル化を進めていく上で、市民により分かりやすい形で伝えていく必要。

※ 現行計画の記載内容

計画の趣旨・目的 (抜粋)

- ・・・IoT（モノのインターネット）によってモノとモノ、モノと人がつながり、データの送信・収集・蓄積が容易になることで、これまで人力で時間をかけて作業をしていたことが自動化、効率化されたり、きめ細かい管理によりサービスの品質が向上するなどの効果が生まれています。・・・
- ・・・個人情報の保護やシステムのセキュリティに最大限の配慮を払いつつ、こうしたデータを市民サービスの向上や、行政事務の効率化のために活かすことができる体制を整備すれば、これから先の将来に直面する人口減少・労働力不足などの社会課題や地域の諸課題を解決するとともに、トータルでの行政コストを抑え、持続可能な市政を支える基盤となっていくことが期待できます。

<改定の方向性>

- デジタル化によって到達すべき「目指す姿」の設定
- 「目指す姿」の実現に向けた実施施策やスケジュールの提示
- ライフステージやライフスタイルに応じたモデルケースの提示 など

計画改正にあたってのポイント・方向性(案)

2. 国の動きも踏まえながら、福岡市版の「トータルデザイン」を描く

<現行計画>

－基本的な方針の「市民の利便性の向上」「行政事務の効率化・高度化」「環境整備」をベースにして個別施策を類型化。

※ 現行計画の記載内容

データ活用の推進に係る個別施策

1. データを活用した市民の利便性の向上

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (1) 行政手続きのオンライン化 | (2) AIなどのICTを活用した市民サービス |
| (3) 超高齢社会に向けたICTなどの利活用 | (4) ユニバーサル都市・福岡の実現 |
| (5) 安全・安心を支えるサービス | (6) 観光分野でのデータ活用 |
| (7) 様々な分野でのICTの利活用 | |

2. データを活用した行政事務の効率化・高度化

- | | |
|---------------------------|------------------|
| (1) AI, IoT等を活用した行政事務の効率化 | (2) データを活用した政策立案 |
|---------------------------|------------------|

3. データ活用のための環境整備

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) オープンデータの推進 | (2) 民間と連携したデータ活用の推進 |
| (3) 市民との共働によるデータ活用の推進 | (4) 人材の育成 |

<改定の方向性>

- 個別の実施策に横ぐしを通す「重点方針」の設定
- 全体を俯瞰した実施策のマッピング
- アジャイルによる横断的な実施策の見直し、全体最適化 など

計画改正にあたってのポイント・方向性(案)

3. データについての基本的な考え方を今一度整理する

<現行計画>

- ーデータ活用の必要性や有効性については、「計画の趣旨・目的」などに記載。
- ーデータの活用を一層進めていく上で、データについての考え方を今一度整理する必要。

※ 現行計画の記載内容

計画の趣旨・目的 (抜粋)

・・・個人情報の保護やシステムのセキュリティに最大限の配慮を払いつつ、こうしたデータを市民サービスの向上や、行政事務の効率化のために活かすことができる体制を整備すれば、これから先の将来に直面する人口減少・労働力不足などの社会課題や地域の諸課題を解決するとともに、トータルでの行政コストを抑え、持続可能な市政を支える基盤となっていくことが期待できます。

<改定の方向性>

- データ活用やデジタル基盤構築にあたってのあり方や考え方の提示
- 実施施策におけるデータ活用やデジタル基盤活用の原則
- データに基づいた政策立案 など

次期計画におけるデジタル化で「目指す姿」

※「目指す姿」の設定にあたってのキーワード(案)

- 「デジタル原則」の徹底（アナログ規制の撤廃等）
- 来庁不要で手続きがデジタル上で完結できる「ノンストップ行政」の実現
- 官民の様々なデータの活用による、一人ひとりのニーズやライフスタイルに寄り添った新しいサービスの提供
（データポータビリティ、プッシュ型行政、新しい官民連携サービスの提供等）
- 新たなデジタル技術の活用や、試行錯誤を重ねる「アジャイル」な取組み、データに基づいた政策立案など機動的で柔軟な行政への転換
- 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化
- サービスデザイン思考に基づいたUI／UXの向上
- サービスの安全・安心な利用、セキュリティ等の確保

など

次期計画における取組みの「重点方針」

○ 行政のデジタル化

- デジタル化を阻害する、いわゆる「アナログ規制」の撤廃
- 市民の利便性向上と行政運営の効率化等に立ち返った業務改革(BPR)

○ 暮らしのデジタル化

- 医療・教育・防災・こども等の市民生活に密着した準公共分野のデジタル化

○ まちのデジタル化

- 準公共分野の取組みを包括的・一体的に組み込んだスマートシティを推進

○ 産業のデジタル化

- 分野横断的なデータ利活用を可能とする官民共通のデジタル基盤の整備と、新たなサービスの創出

○ デジタル化を支えるシステム・推進体制

- 基幹業務等システムの標準化や官民のデータ連携を踏まえた情報システムの全体最適化とセキュリティの確保
- 官民のデータ連携におけるルールづくりや推進体制の構築

今後のスケジュール

○ 素案の検討（第2回会議）

- 本日のご意見等を踏まえ、次期計画の総論部分について取りまとめた「素案」（事務局案）を作成し、第2回会議にて説明予定（11月中下旬頃）
- 「素案」は第2回会議でのご意見を反映するなどして、令和4年12月中の策定を予定

○ 原案の検討（第3回会議）

- 「素案」の策定後、個別施策を含む次期計画の全体について取りまとめた「原案」（事務局案）を作成し、第3回会議にて説明予定（令和5年1～2月頃）
- 「原案」は第3回会議でのご意見を反映するなどして、令和4年度中に策定し、パブリックコメントを実施する予定